

広島県告示第七百二十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第六項の規定によって、次のとおり二級河川の指定を令和七年七月三十一日変更する。

令和七年七月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分	河川名	区 間	
		上 流 端	下流端
旧	竹保川	左岸 東広島市黒瀬町大字国近字夫婦岩一一四八番地先 右岸 同市同町同大字同字一一四七番地先	黒瀬川への合流点
新	竹保川	左岸 東広島市黒瀬町国近字尾崎一一八八番一地先 右岸 同市同町国近同字一一八四番一地先	黒瀬川への合流点
旧	檜山川	左岸 東広島市西条町大字郷曾字大林一五三三番地先 右岸 同市同町同大字同字一五二二番地先	小田山川への合流点
新	檜山川	左岸 東広島市西条町郷曾一五五九番一地先 右岸 同市同町郷曾一五二四番一地先	小田山川への合流点
旧	戸坂川	左岸 東広島市八本松町大字吉川字戸坂二八八三番地先 右岸 同市同町同大字同字二八四二番地先	古河川への合流点
新	戸坂川	左岸 東広島市八本松町吉川二八九二番二地先 右岸 同市同町吉川二八五四番一地先	古河川への合流点